

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達に係るものである。

令和5年7月4日

岩手県漁業取締事務所長 横 澤 祐 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 漁業取締船「岩鷲」中間検査及び上架修理工事 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県漁業取締事務所 岩手県釜石市新町6番50号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年6月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 有限会社釜石造船所 岩手県釜石市新浜町二丁目4番11号
- 5 随意契約に係る契約金額 36,520,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当